令和７年度版

北区公衆喫煙所設置費等助成のご案内

喫煙者と非喫煙者の共存を図ることを目的として、一般開放を行う喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成します。

※先着順に受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。
※年度内に工事完了報告書を提出できるよう設置工事をしていただく必要があります。

助成金の交付を希望される場合は、事前に北区環境課へご相談ください。

1. 助成対象者

① 北区内の建物または土地を所有する方
② 北区内の建物または土地を賃借する方
※　法人、団体及び個人のいずれでも助成を受けることができます。ただし国、独立行政法人、地方公共団体を除きます。

2. 助成内容

助成対象経費		助成率	上限額	回数・期間
設置経費	工事費、設備費、備品費、機械装置費等	10/10	400 万円	１回
維持管理経費	空気清浄機の賃借料又は保守料、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費、賃料等	10/10	各年度 60 万円(注)	５年間

※消費税額相当額も助成対象経費に含みます。
※助成金額の１，０００円未満の端数は切り捨てです。
※供用開始の日から５年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。
(注)各年度の助成期間が１年間に満たない場合は、５万円に当該年度の助成期間の月数（１か月に満たない月がある場合は、当該月については日割りで算出）を乗じた金額を上限とします。

＜問い合わせ先＞
東京都北区生活環境部　環境課　環境政策係（地域美化担当）
TEL：03-3908-8610（直通）
〒114-0002　東京都北区王子 1-12-4　ＴＩＣ王子ビル２階

3. 申請の流れ

（1）設置経費

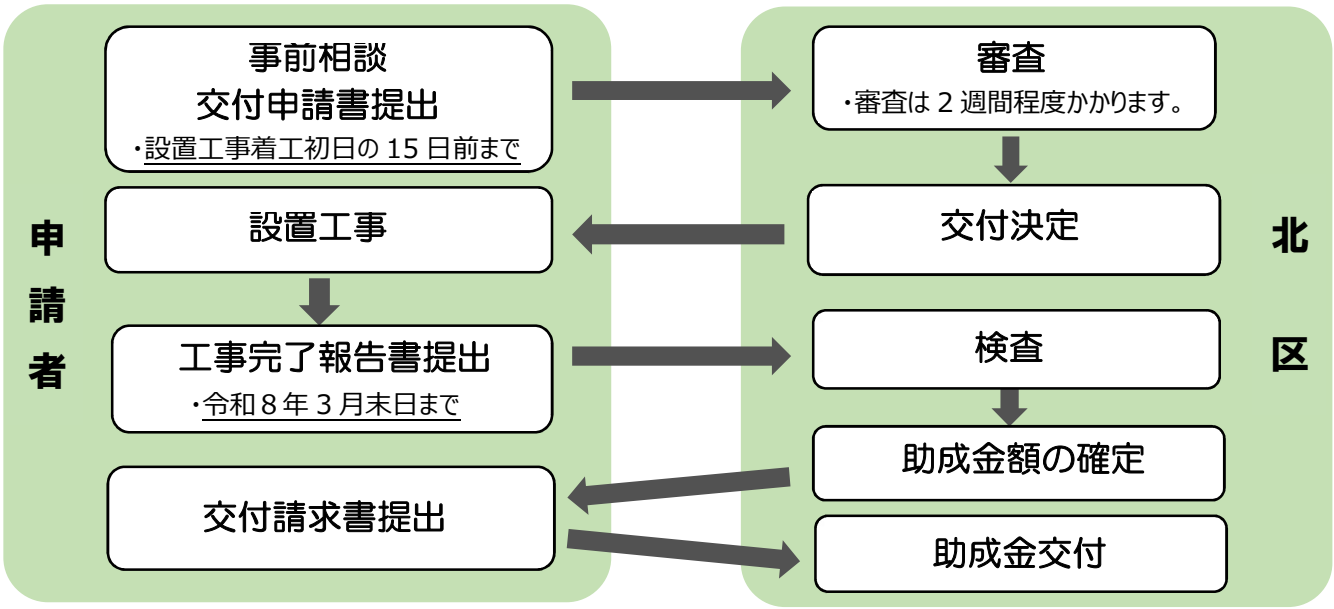

必要書類

＊交付申請＊

	所有者	賃借者
東京都北区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書《別記様式第１号》	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書《別記様式第２号》	○	○
喫煙所を設置する建物または土地の登記事項証明書（発行後３か月以内）	○	
喫煙所を設置する建物または土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物または土地の所有者から同意を受けていることがわかる書類		○
喫煙所の設置場所周辺の地図	○	○
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 ※換気扇等の設備・排気先の位置等がわかるもの ※喫煙所の室外から室内に向かう風速が0．２m/ｓ以上あることがわかるもの（屋内の場合）	○	○
喫煙所設置前の設置予定場所の写真	○	○
喫煙所の設置経費の見積書の写し（内訳がわかるもの）	○	○
国・企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類 （助成金が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書）	○	○

＊完了報告＊

東京都北区公衆喫煙所設置工事完了報告書《別記様式第９号》
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 （交付申請時に提出したものと変更がない場合は省略できます。）
喫煙所の完成を確認できる全景及び喫煙所の主要部分の写真
喫煙所の設置経費に係る契約書の写し
喫煙所の設置経費の支払いが終了したことが分かる書類の写し（領収書等）
喫煙所の設置経費の内訳がわかる書類の写し

（2）維持管理経費

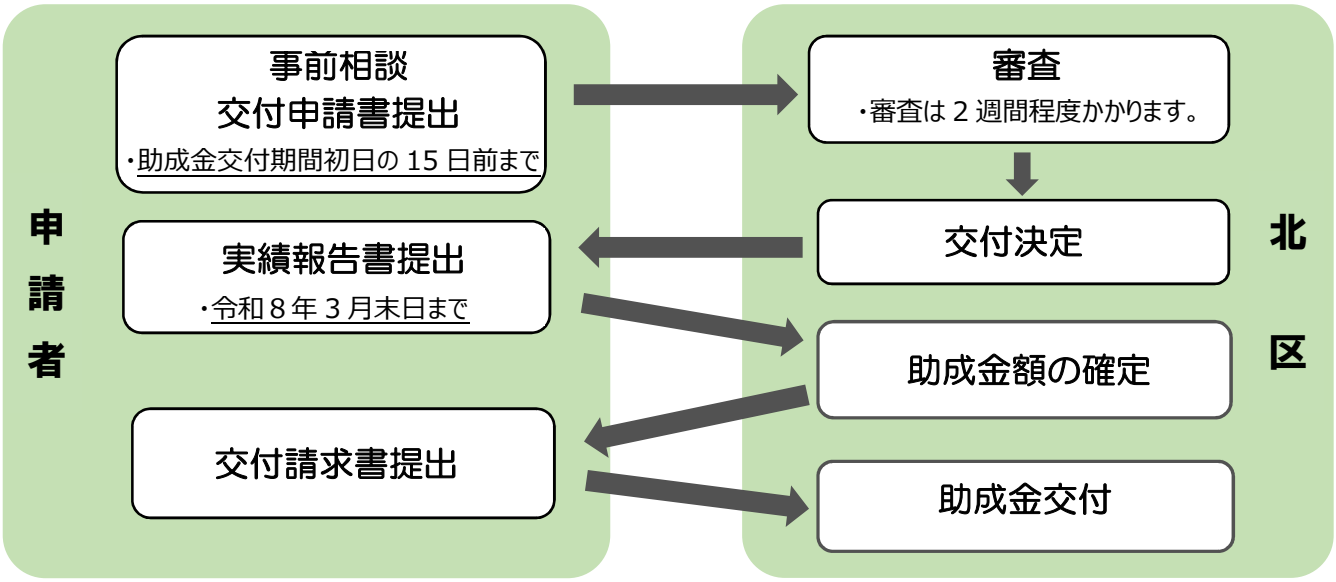

必要書類

＊交付申請＊

	所有者	賃借者
東京都北区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書《別記様式第１号》	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書《別記様式第２号》	○	○
喫煙所を設置する建物または土地の登記事項証明書（発行後３か月以内）	○	
喫煙所を設置する建物または土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物または土地の所有者から同意を受けていることがわかる書類		○
喫煙所の設置場所周辺の地図	○	○
喫煙所の案内図・配置図・平面図及び立面図・工事に係る仕様書等 ※換気扇等の設備・排気先の位置等がわかるもの ※喫煙所の室外から室内に向かう風速が0．２m/ｓ以上あることがわかるもの（屋内の場合）	○	○
維持管理経費の予定金額の内訳とその算出根拠が分かるもの	○	○
国・企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容と内訳が分かる書類 （助成金が支払われていない場合は、支払われていないことについての誓約書）	○	○

＊実績報告＊

東京都北区公衆喫煙所維持管理実績報告書《別記様式第１０号》
喫煙所の維持管理経費の支払いが終了したことが分かる書類の写し（領収書等）
喫煙所の維持管理経費の内訳がわかる書類の写し

＊交付請求＊　　※設置経費・維持管理経費共通です。

東京都北区公衆喫煙所設置費等助成金交付請求書《別記様式第１２号》
□座振替依頼書

4. 助成の対象とする喫煙所の要件

<table>
<tr><th colspan="2">喫煙所の設備について</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 屋内喫煙所、屋外コンテナ型又はトレーラー型の喫煙所で以下の要件を満たすものであること。</td></tr>
<tr><td>屋内喫煙所</td><td>ア 給気のために必要な開口部を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。
イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0．２m/ｓ以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられていること。</td></tr>
<tr><td>屋外コンテナ型・屋外トレーラー型喫煙所</td><td>ア 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやトレーラーにより非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。
イ 建物の入口及び窓並びに人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮されていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">② たばこの煙を屋外に排出することができ、かつ、排出したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 出入口に扉を設けていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 法令等で規定する基準を満たしたものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤ 喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所である旨が分かる標識が掲示されており、かつ、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されていること。</td></tr>
<tr><th colspan="2">喫煙所の場所について</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 次のいずれかに該当する場所に設置されていること。
ア 路上喫煙禁止地区の区域内及びその周辺で区長が必要と認める場所
イ アの場合を除き、駅周辺にあって、乗降客数や人通りを勘案し区長が必要と認める場所</td></tr>
<tr><th colspan="2">喫煙所の運営について</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 一般に開放し、無料で利用できること。
※おおむね１日８時間以上かつ週５日以上運営すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 供用開始の日から５年間、継続して運営するものであること。</td></tr>
<tr><th colspan="2">その他</th></tr>
<tr><td colspan="2">① 区が公衆喫煙所として周知することができる状態にあること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 近隣住人等に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。</td></tr>
</table>